

茨城県立医療大学障害学生の支援に関する指針

(目的)

第1条 この指針は、茨城県立医療大学（以下「本学」という。）に在籍する障害のある学生（以下「障害学生」という。）が安心して修学できるよう、本学の支援に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(基本原則)

第2条 本学は、障害者基本法の基本的理念に則り、障害学生が障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保する。

2 本学は、障害学生が修学上不当な不利益を被ることがないように、合理的な配慮及び適切な支援を行うものとする。

(相談対応)

第3条 クラス担任及び学生委員は、障害学生からの申し出に基づき、相談窓口として障害学生からの相談にあたるものとする。

2 障害学生の相談にあたっては、本人の意志を尊重し、十分に話し合うとともに、所属学科、授業担当教員、学生相談員、関係部署と緊密に連携を図り、協力して支援のあり方を考える。

3 障害学生の支援を円滑に推進するため、必要に応じて学生委員会及び関係委員会において課題の検討、支援方法等の審議を行うものとする。

(秘密保持)

第4条 相談を受けた者は、相談上知り得た個人情報の守秘義務を負うものとする。

(広報・啓発)

第5条 学長は、障害者差別の解消を図るため、教職員及び学生への広報・啓発に努めるものとする。